

2006年日米投資イニシアティブ報告書の概要について

平成18年6月
経済産業省

I. 経緯

- 2001年6月、小泉総理大臣とブッシュ大統領は「成長のための日米経済パートナーシップ」において、投資環境を改善する方策について意見交換する場として日米投資イニシアティブを設置。
- 2005年～2006年のイニシアティブでは、三輪経済産業大臣官房審議官(通商戦略担当)とグリーンウッド国務省国際金融・開発担当国務次官補代理(第1回会合)及びマハラック国務省APEC担当大使(第2回会合)が議長を務め、2005年12月及び2006年6月にワーキンググループ会合を開催。2005年12月の会合では、日米双方の民間企業・業界団体よりビジネス上の観点からみた助言を得た。
- 本イニシアティブでは、外国直接投資に関する理解の促進及び投資機会に関する情報提供を行うためのプログラムを実施しており、2005年11月にはニューヨークとサンノゼで対日投資促進シンポジウムを開催。さらに本年10月には仙台と横浜で対日投資促進セミナーを開催する予定。

II. 日米における外国直接投資の状況

- 対日直接投資残高は、1990年代後半以降、着実に増加。2005年末残高は11.9兆円となっており、2001年(小泉総理の投資残高倍増目標基準年)の約1.8倍。主要先進国間で比較すると日本は未だ低いレベル(対GDP比:日本2.0%、米22.9%、英33.0%、独22.4%)。
- 日本経済について、2002年から続く現在の景気回復期間は、2006年5月には52ヶ月となり、戦後2番目に長い景気拡大期間となっている。
- 日本は、世界のGDPの約11%という巨大なマーケットを有するとともに、熟練した人材や高い技術力、予見可能なビジネス環境、整備された生産・物流インフラ等から、非常に高い対内直接投資潜在力を持つ。
- 米国において外資は国内経済に大きく貢献。外国企業による雇用は530万人、経済規模は米国の民間部門GDPの約6%を担っており、このうち日本企業は60万人の雇用とGDPの約1%を占め、米国経済に大きく貢献。

Ⅲ. 本年の日米投資イニシアティブにおける議論

[米国側関心事項]

●国境を越えたM&A

- ・ 米国政府は、新たに制定された会社法によって三角合併を行う場合において、その対価として用いる株式が外国株式である場合と、日本株式である場合の取扱いの間に実質的な差異がないことが重要であることを指摘。
- ・ 米国政府は、三角合併を巡っては、税の取扱いも重要な要素になると指摘。日本政府は、三角合併に係る税制上の措置について会社法の関連部分が施行されるまでの間に方針を決定する方向で検討している旨説明。
- ・ 米国政府は、買収防衛策の目的は、あくまでも企業価値を高めることにあり、経営陣の保身を目的とするものであってはならないと主張。
- ・ 日本政府は、経済産業省の下に設置された企業価値研究会において検討された敵対的買収防衛策のあり方について説明し、買収防衛策の目的は企業価値及び株主共同の利益の確保・向上にあるとの原則を含む、合理的な防衛策のあり方を定めたガイドラインを公表した。
- ・ 会社法第821条の規定(擬似外国会社に関する規定)が、既存の外国会社及び今後の外国会社を通じた投資に悪影響を与えるものではないことについて、周知徹底すべき旨の附帯決議が参議院で採択され、本年3月に法務省より通達を発出し、同条の趣旨・解釈等について周知が図られた。

●教育

- ・ 米国政府は、一昨年12月、文部科学省が、外国大学の日本における分校を日本の教育システムに接続するという制度改正を行ったことを高く評価。また日本政府は、新たに申請されている外国大学についても引き続き速やかに指定ができるよう手続を進めていることを説明。
- ・ 米国政府は、外国大学の日本校に対する課税を、日本の学校と同様にすることを要望。日本政府は、既存の制度の中で、現実的かつ合理的な対応が可能である旨を説明。

●医療サービス

- ・ 米国政府は、いわゆる「混合診療」の解禁について関心を表明。日本政府は、必要かつ適切な医療は基本的に保険診療で行うことを原則としており、この原則の下、患者の利益を考慮して新たに改革を行った旨を表明。
- ・ 米国政府は、営利企業による医療サービスの提供を認めることを要請。日本政府は、構造改革特区において、公的医療保険が適用されない自由診療の分野で、高度な医療については営利企業の参入が認められるようになっており、昨年5月には地方自治体から特区申請が提出され、同年7月に認定された旨説明。

- ・ 米国政府は、画像診断等の定型的かつリスクの低い医療行為について営利企業への外部委託を認めることを要請。これに対し、日本政府は、検体検査を営利企業に外部委託することは一定の条件の下で認められているが、医療行為については患者へのリスクが低いものではないため、医師以外の者に行わせることは認められない旨説明。

●労働法制

- ・ 確定拠出年金制度については、制度開始後5年を経過する2006年10月以降に見直しの可否を検討することが法律上明記されている旨説明。
- ・ 米国政府が要請するホワイトカラーエグゼンプション制度の導入について、日本政府は、日本の労働事情等を踏まえ、緩やかな管理の下で自律的に働くことを可能とする制度の在り方について検討を行っていく方針。
- ・ 労働者派遣法の改正について、日本政府は、現段階で米国政府が要望する派遣期間の制限を撤廃することが妥当であると判断する材料はそろっていないと認識。
- ・ 日本政府は、解雇の問題に関して、個別労働関係紛争が増加している現状に対応して、労働契約に関するルールの明確化を図るべく、検討を行っていく方針。

●日本法令の外国語訳

- ・ 米国政府は、日本法令の外国語訳への日本政府の取り組みに対して、外国人投資家にとって透明性が高まるものであるとして歓迎。

[日本側関心事項]

●査証その他の領事事項

- ・ 米国政府は、ビザ取得手続において義務づけられている面接手続について、これまで6つの在日米国公館のうち3ヶ所(東京、大阪、那覇)しかビザ申請を受け付けていなかったところ、今年4月より札幌においてパイロットプログラムを開始した。日本政府は、札幌での導入状況を見ながら、さらに福岡、名古屋でも行うよう要請。
- ・ 日本政府は、米国内におけるビザ更新手続の再開を要請。

●貨物のセキュリティ

- ・ 日本政府は、C-TPAT(Customs-Trade Partnership Against Terrorism)参加企業に対しては、貨物積み込み前のマニフェスト提出義務を柔軟に適用するよう要望。また、C-TPAT 参加企業の貨物検査頻度が低減していない旨指摘。
- ・ 米国政府は、マニフェスト提出義務は、米国のテロ対策の主要な措置である旨説明するとともに、貨物検査頻度については、C-TPAT 参加企業の検査頻度は非参加企業の6分の1となっていることを説明。
- ・ 両国は、貿易の促進と物流の安全対策の改善のための努力を継続することを確認。

●エクソン・フロリオ条項

- ・ 日本政府は、対米外国投資委員会 (CFIUS) 審査手続の見直しにより、日本からの健全な投資が阻害されることを懸念。
- ・ 米国政府は、CFIUS 審査手続の見直しについては、引き続き米国への外国直接投資が歓迎されるとの原則をもって行われるべきと説明。

IV. 結論

- 日米双方における一層の投資環境改善、対内直接投資の果たす役割の理解促進に向けた本イニシアティブの活動は定着。
- 対日直接投資残高は着実に増加。対日投資会議で決定された新たな目標 (2010 年度までに対日直接投資残高をGDP比で 5%程度にする) を達成するためにも更なる取り組みが必要。
- 米国においては、国家安全保障に係る措置が外国からの直接投資や米国内の企業活動の障害となっているとの懸念がある。米国政府は、貿易・投資の促進や国家安全保障のための措置を実施するに当たっては、本イニシアティブにおける日本側からの意見に留意する。
- 両首脳のリダーシップの下、本イニシアティブにおいて、外国直接投資の利益についての理解を促進するとともに、更なる投資環境の改善に向けた取り組みを継続する。

< 参考 >

● 対日投資促進シンポジウム

- ・ 日米投資イニシアティブにおける対外広報プログラムとして、2005 年 11 月にニューヨーク及びサンノゼにおいて対日投資シンポジウムを開催。
- ・ 今回のシンポジウムでは、開催地域の特色に合わせ、ニューヨークでは小売・サービス業、サンノゼではITに対象業種を絞り込み、日本の投資環境を紹介。
- ・ 各会場において約 200 名の参加者を得て、日本の投資環境を訴えるとともに、様々な意見交換を通じて日米間の相互理解を促進する機会となった。

● 最近の米国企業による進出事例

- ・ JETROの対日投資・ビジネスサポートセンターの支援を受けた事例を紹介。

● 過去 5 年間に行われた改善

- ・ 日米両国の投資環境改善に関する意見交換を行ってきた日米投資イニシアティブが5年という節目を迎えたのを受け、また、さらなる投資環境改善への取り組みに向けて、これまでの両国における改善策をレビュー。